

令和6年度

運 營 規 程

社会福祉法人 水俣福祉会
水 俣 保 育 園

水俣保育園運営規程

(施設の名称等)

第1条 水俣福祉会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 水俣保育園
- (2) 所在地 熊本県水俣市栄町2丁目1番21号
- (3) 電話 0966-63-4725
FAX 0966-63-1515 番

(施設の目的)

第2条 水俣保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

2 当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令を遵守して運営するものとする。

(運営の方針及び一般原則)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、乳児及び幼児の人権に十分配慮するとともに、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

- 5 本園は、乳児及び幼児が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めるものとする。
- 6 本園は、乳児及び幼児の保護者及び地域住民に対し、本園の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。

(理念)

豊かな創造性を持った子どもたちの健全育成を指名として社会に貢献し、常に期待される施設を目指します。

(保育方針)

保育所は、乳幼児が生涯にわたり人間形成の基盤を養う、きわめて重要な時期に、その生活の大半を過ごす場所です。

保育所における保育の基本は、家庭や地域社会との連携を密にして、家庭保育の補完を行い、子どもたちが健康で安定した生活の出来る環境を整えることと思っております。

当保育所では、子どもたちが自己を十分に発揮しながら活動することにより、心身がともに健全に発達し、人の心の痛みがわかる子どもの育成に努めております。

(保育目標)

1. 心を弾ませ、身体をいっぱい使い、元気に園庭で遊ぼう。
2. 自分で物を作り出し、力一杯自分を表現できる子どもになろう。
3. 感じたことや想像したことを、音楽や造形で自由に表現しよう。生活や遊びの中で楽しく言葉を使って十分に表現しよう。
4. 身の回りのことに目を向け、相手の意見を十分に聞いて、よく考え、自分の意見を主張しよう。
5. 食べることに興味を持とう。
6. 年齢を問わず、お友達との関わりを大切にしよう。
7. 身の回りの動植物に、愛情をもって接しよう。
8. 地域の人や身近な人との交流を大切にし、感謝の気持ちを持とう。
9. 芸術や文化に触れる機会を作り、美しさを感じる心を育てよう。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

2 当園は、前項の提供に加え以下に掲げる事業を実施する。

- (1) 延長保育事業
- (2) 障害児保育事業
- (2) 一時預かり事業

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、別表1のとおりとする。ただし、職員の配置については、児童福祉施設最低基準の施設の設備及び運営の基準に関する条例（厚生省令第63号及び児発第305号）に定める配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

配置する職員の職種、人数及び職務内容について記載。（別表1参照）

(特定教育・保育の提供を行う日並びに行わない日)

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年始休日（1月2日及び1月3日）
- (3) 年末休日（12月29日から12月31日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時00分から午後18時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、月曜日～金曜日は、18時00分から19時00分までの範囲内で、延長保育を行う。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時00分から

午後16時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、月曜日～金曜日は、16時00分から19時00分の範囲内で、延長保育を行う。

当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。その他、特に園長が認めた日。

(給食)

第8条 園長は、入所児童の給食を行なうにあたって、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 献立の作成は、カロリー、栄養、嗜好等に留意すること。
- (2) 献立は、1ヶ月ごとに作成し、園長が確認すること。
- (3) 嗜好調査（残滓調査）は、必要に応じて行なうこと。
- (4) 賄い材料等の市場調査は年1回以上行なうこと。
- (5) 食品の調理、加工及び貯蔵は、清潔で衛生的な環境で行なうこと。
- (6) 食器類の消毒は、その都度行なうこと。
- (7) 保存食は、 -20°C 以下で14日以上保存すること。
- (8) 検食は毎食行なうこと。

2. 給食担当職員の検便は、毎月1回実施しなければならない。

(衛生管理)

第9条 園長は、入所児童が使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 園長は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めること。

(利用料その他の費用等)

第10条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

- 2 当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担はないものとする。
- 3 保育標準時間認定に係る延長保育事業に係る児童の延長保育利用料は、現状では、1時間あたり0円とする。
- 4 保育短時間認定に係る児童の延長保育に関しては、午前8時以前の利用については、一人当たり1回につき300円とし、午後4時以降の利用については、1時間毎に、一人当たり1回につき300円を徴収するものとする。
- 5 令和6年4月より、利用者(3歳児及び4歳以上児)において副食費として月額4,700円を負担するものとする。尚、副食費については、免除者(水俣市の認定者)を除く利用者は、利用する園に納入しなければならない。

但し、災害等の発生により、利用日数に過大な変動があった場合等、水俣市より要請及び依頼があった場合は、日割り計算される場合がある。

(利用定員)

第11条 利用定員は、次のとおりとする。

	0歳児	1歳児・2歳児	3歳児	4歳児・5歳児	
2号定員	—	—	15人	30人	
3号定員	10人	15人	—	—	—

※状況により、市町村と協議後一部変動する事もある。

(利用の開始及び終了に関する事項等)

- 第12条 当園は、保育時間の認定を受けた子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由なくして提供拒否は行わず、これに応じるものとする。
- 2 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の子ども及び第19条第1項第3号の子どもについては、同法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じるものとする。
- 3 当園は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者の保育の選択に必要な重要事項を記した文書にて説明を行い、同意を得るものとする。
- 4 支給認定を受けた子どもが、子ども・子育て支援法第19条の支給要件に該当しなくなったときは保育の提供を終了するものとする。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第13条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

< (心身の状況の把握) >

第14条 当園は、保育の提供にあたり、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めるものとする。

< (小学校等との連携) >

第15条 当園は、保育の提供の終了に際し、小学校、特定教育・保育施設その他関係機関との密接な連携に努めるものとする。

< (記録の整備) >

第16条 当園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 当園は、子どもの保育に関する記録（保育の提供日、内容その他必要な事項の記録）を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(保育に関する評価等)

第17条 当園は、自らその提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 当園は、定期的に施設を利用する保護者その他の施設の関係者（職員は除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第18条 当園は、常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第19条 当園は、保育の提供を行っているときに、利用子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第20条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

2 緊急災害(地震及び津波)等の災害発生時には、直ちに災害対策本部を立ち上げ的確な行動を実践する。園児の安全を第一とし、速やかに安全な避難場所へ移動し人員の確認及び傷病者の有無を確認する。地震等など緊急を要する場合、避難が時間的余裕及び移送体制が確保出来ないと判断される場合は、隣接地の三階建(鉄骨造)へ移動することとする。(海拔10mを確保)

(子どもを平等に取り扱う原則)

第21条 当園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じる。

- (1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2)職員による利用子どもに対する児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
- (3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4)その他虐待防止のために必要な措置

2 当園は、保育の提供中に、当園の職員又は養育者(保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

(秘密の保持)

第23条 当園の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。

3 当園は、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ておくものとする。

(苦情解決)

第24条 当園は、提供した保育に関する子ども又は保護者その他の子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、その行った援助に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 本園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う、同法第85条第1項の規定による調査には、できる限り協力するものとする。

(地域との連携等)

第25条 当園は、園の運営にあたり、地域の住民や機関等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(保護者との連携)

第26条 園長は、常に園児の保護者と密接な連携をとり、教育及び保育の内容等について当該園児の保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(安全対策と事故防止)

第27条

1 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。

- 3 当園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努める。
- 4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、市町村の所管課にも報告する。

(懲戒権の濫用禁止)

第28条 懲戒に関しその児童等の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を傷つける等その権限を濫用しないこと。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。

この規程は、平成31年4月1日から改定施行する。

この規程は、令和2年4月1日から改定施行する。

この規程は、令和3年4月1日から改定施行する。

この規程は、令和5年4月1日から改定施行する。

この規程は、令和6年4月1日から一部改定施行する。

別表 1（第 5 条関係）

（1）施設長 1 人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）副園長 0 人

副園長は、園長の補佐業務を行う。

（2）主任保育士 1 人

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

（3）保育士 10 人以上

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

保育士の中から、中核リーダーまたは副主任保育士 1 名以上、専門リーダー 1 名以上、若手リーダーまたは職務分野別リーダー 1 名以上を指定する。

中核リーダーまたは副主任保育士は、主任保育士を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育を行う。

専門リーダーは、中核リーダーまたは副主任保育士を助け、研修した複数の職務分野において中心的な活動を通して園児の保育を行う。

若手リーダーまたは職務分野別リーダーは、研修した個別の職務分野において中心的な活動を通して園児の保育を行う。

（4）保育補助者 0 人（非常勤 0 人）

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

（5）事務職員 0 人（常勤 0 人）

事務職員は、当園の事務を行う。

（6）調理員 3 人（常勤 3 人）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

（7）調理補助 0 名（常勤 0 名）